

様式 4 附属機関等概要

附属機関等名 (庶務担当課)	埼玉県地方産業教育審議会 (高校教育指導課)	
設置年月日	昭和60年	
設置根拠等	産業教育振興法第11条 埼玉県地方産業教育審議会条例 埼玉県地方産業教育審議会規則	
委員定数・任期	委員定数：15人以内 任期：2年	
職務内容	<p>県内で行われる産業教育に関し、次に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。 (2) 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。 (3) 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。 (4) 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。 (5) 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。 	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>第1回</p> <p>開催日 令和4年9月21日(水)</p> <p>場所 浦和商业高等学校</p> <p>議題等 (1) 建議の提言に対する取組状況について (2) 「本県における商業教育の在り方について」に関する審議</p> <p>第2回</p> <p>開催日 令和5年1月30日(月)</p> <p>場所 埼玉県庁第二庁舎 教育委員会室</p> <p>議題等 (1) 建議の提言に対する取組状況について (2) 「本県における商業教育の在り方について」に関する審議 (3) 次期審議題の検討 「これからの専門高校の在り方について」</p>	